

「労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう
集团的労使関係のルールの確立及び普及等を図るとともに、
集团的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること」
について

平成24年7月13日

○厚生労働省政策統括官(労働担当)付
労政担当参事官室

○中央労働委員会事務局総務課

1. 労働委員会制度の概要

一 概 要

労働委員会は、労働組合法に基づいて昭和21年に設置されたわが国における労使紛争処理のための中心的機関であり、その主な権限は、

- (1) 不当労働行為事件の審査
- (2) 労働争議の調整（あっせん、調停、仲裁）
- (3) 労働組合の資格審査

また、個別労使紛争の解決の促進に関する法律に基づき、個別労使紛争の未然防止と自主的な解決を促進するための施策等を実施する。

二 労働委員会の組織機構

- (1) 労働委員会の数
中央労働委員会（以下「中労委」という。）は、厚生労働省の外局として置かれている行政委員会であり、都道府県労働委員会（以下「都道府県労委」という。）は、都道府県の行政委員会として、47都道府県にそれぞれ置かれている。

- (2) 労働委員会の構成
中労委、都道府県労委ともに、公益を代表する委員（公益委員）、労働者を代表する委員（労働者委員）及び使用者を代表する委員（使用者委員）の三者で構成され、各同委員数は同数である。
なお、中労委は、各15名、都道府県労委は各13名（東京都）から各5名まで都道府県毎に定められた数の委員で構成されている。

(3) 委員の任命

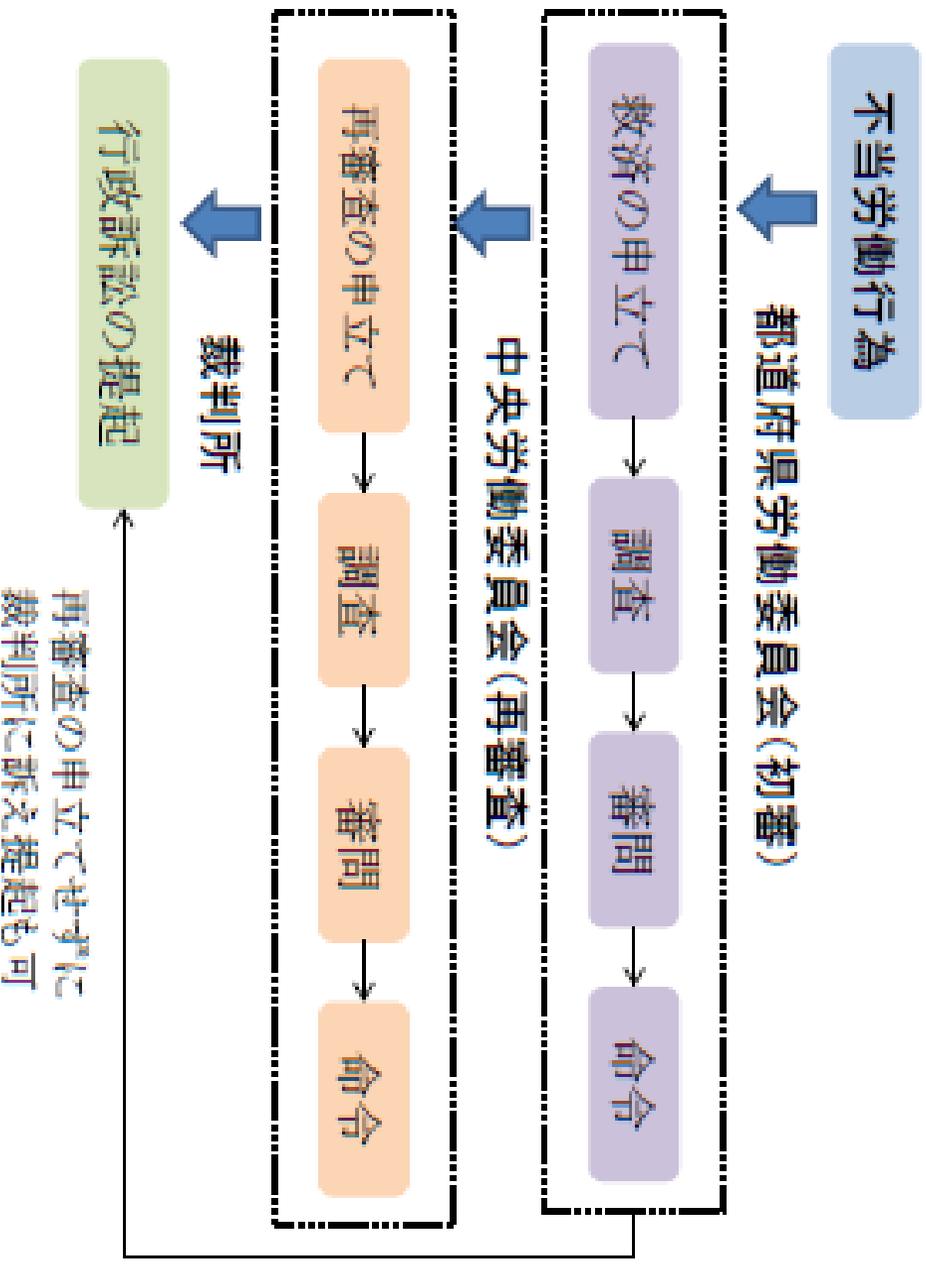
- ① 中労委
労働者委員については労働組合の推薦に基づいて、使用者委員については使用者団体の推薦に基づいて、公益委員については労働委員の同意を得て作成した委員候補者名簿に記載されている者のうちから両議院の同意を得て、それぞれ、内閣総理大臣が任命する。
- ② 都道府県労委
労働者委員については労働組合の推薦に基づいて、使用者委員については使用者団体の推薦に基づいて、公益委員については労働委員の同意を得て、それぞれ、都道府県知事が任命する。
- ③ 任 期
委員の任期は、中労委、都道府県労委ともに2年である。

2. 不当労働行為事件の審査

一 不当労働行為とは

- ①組合員であること等を理由とする解雇その他不利益取扱い
- ②正当な理由のない団体交渉の拒否
- ③労働組合の運営等に対する支配介入及び経費援助
- ④労働委員会への申立て等を理由とする不利益取扱い

二 審査手続の流れ



3. 労働争議の調整

労働争議の調整方法

労働争議について労働委員会の行う調整方法としては、次の三種がある。

① あっせん	会長から指名されたあっせん員が、労使の間に立って団体交渉を側面から援助して労働争議を解決に導く。
② 調停	会長から指名された公・労・使の三者構成（労・使同数）による調停委員会が、関係当事者からそれぞれの主張を聞き調停案を作成のうえ、関係当事者に要請を勧告する。
③ 仲裁	会長から指名された公益委員のみによる仲裁委員会が、関係当事者及び労使の委員の意見を聞いたうえで、仲裁裁定を行う。

国際労働関係事業の概要

事業概要

アジアをはじめ、我が国からの進出企業が多い国・地域の労働組合指導者、使用者団体指導者等を対象とした招へい(研修)、現地セミナーの開催等により、我が国の労使関係法制や労働事情等に対する理解を深めさせ、労使協調による労使関係の普及や我が国との良好な関係の構築を推進するもの。

若手労働関係指導者の招へい

アジア・アフリカ・中南米諸国等の発展途上国を中心とする各国若手労使の指導者を我が国に招へいし、約2週間の滞在中に、労使の指導者としての必要な知識(労働事情や労働運動、生産性運動など)に関する研修を行い、当該研修を通じて労使指導者としての知識を啓発し、併せて日本と各国との相互理解を深めるもの。

現地セミナー

我が国から労働関係有識者を派遣し、アジア・アフリカ・中南米諸国の労使指導者に対して、自由で民主的な労働運動及び健全な労使関係の形成と発展を促進するためのセミナーを現地で開催するもの。また、過去に我が国に招へいた労使指導者を活用して当該国内の労働組合員に対して知識の普及に関するセミナー等を実施するもの。

※ 国際労働関係事業については、外部有識者のみから構成される選定委員会による企画競争により委託者を選定している。

国際労働関係事業の実績

- 平成23年度は、
労側：59の国・地域から112名(計12コース)を招へい、現地セミナーとして12カ国を対象にのべ20回開催(556名参加)。
使側：23の国から136名(計7コース)を招へい、現地セミナーとして15カ国を対象にのべ5回開催(195名参加)。
- 招へいされた多くの労働組合指導者は、世界の労働運動のリーダーとして現地の労使関係の安定に貢献。これまでにブラジルやシンガポールのナショナルセンター代表、ザンビア大統領など、政界・労働界のリーダーとして活躍する人材を輩出。
- 本事業については、国際労働組合総連合(ITUC)から、事業の成果について評価する声が寄せられている。

○ 予算額の推移(単位：千円)

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
530,723	479,346	447,198	436,088	419,427